

第 1 8 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年 5月28日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
 - (1) 環境局作業課及び市内各区の環境事業所所長が、「名古屋市環境局、警告、駐停車禁止」と記載した広告物（以下「本件広告物①」という。）及び品目別掲示板を道路に設置した際、道路法第32条 2項に基づいて、道路管理者の各区の土木事務所へ提出した道路占用許可申請書。過去 3年分。（以下「本件請求文書①」という。）
 - (2) 中区〇〇丁目〇番〇号の路上に設置している、「ゴミ収集日 月・木 ゴミ収集日の朝 7時までに出しましょう。中環境事業所。」と記載した広告物（看板）（以下「本件広告物②」という。）の購入に関する全ての文書。（購入年月日、購入金額等を記載した文書）広告物（看板）新しい、必ず文書存在している。（以下「本件請求文書②」という。）
 - (3) 中区〇〇丁目〇番〇号の路上に設置している、本件広告物②を設置した際、中土木事務所へ提出した道路占用許可申請書及び市長へ提出した屋外広告物許可申請書及び広告物の設置場所、状況を示す図面。（以下「本件請求文書③」という。）
- 2 同年 6月11日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同月17日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 道路法第32条においては、道路に工作物等を設け、継続して道路を使用する場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない、許可を受けようとする者は申請書を道路管理者に提出しなければならないと規定されている。本件請求文書①がないとすると、本件広告物①を設置した際に申請書を提出しておらず許可を得ていないことになり、環境局及び環境事業所は道路法違反となる。
- (2) 国道上に設置されていた「名古屋市環境局 警告」と記載された広告物については、道路占用許可申請書が国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所名古屋国道維持第一出張所に提出されていなかったため、実施機関は当該広告物を撤去した。一方、名古屋市が管理する道路上に設置された本件広告物①、品目別掲示板及び本件広告物②は撤去されないことから、道路占用許可申請書は存在している。
- (3) 本件広告物②は、「中環境事業所」と明記されており、実施機関が特別に作成したものと考えられる。購入価格が高いであろう広告物を公金にて購入する際には、購入に関する文書を作成しているはずである。
- (4) 住宅都市局都市景観室が本件広告物②を撤去していないことから、名古屋市屋外広告物条例に基づき屋外広告物許可申請書を提出して許可を得ていると推測される。したがって、本件広告物②に対して屋外広告物許可申請書を作成し提出しているはずである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書①について

本件広告物①及び品目別掲示板を地域で設置する場合においては、当該広告物等の設置自体が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村が行う一般廃棄物の収集運搬という事実行為の一部である。また、当該広告物等は収集の都度活用するものであることから、特別な許可を必要とするものではなく、道路占用許可の申請を行っていないため、本件請求文書①を作成していない。

2 本件請求文書②について

本件広告物②は、実施機関が作成又は購入している品目別掲示板とはレイアウトや内容が異なっており、実施機関において作成又は購入したものではないため、本件請求文書②を作成していない。

3 本件請求文書③について

本件広告物②は、実施機関において設置したものではないため、本件請求文書③を作成していない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件請求文書①について

(1) 当審査会の調査によると、本件広告物①及び品目別掲示板は、ごみの収集・運搬の適切な実施を目的とし、収集品目及び曜日の周知等のため実施機関が設置している。

(2) しかし、実施機関は、いずれの広告物等についても、一時的な設置であり、道路上への設置にあたって道路占用許可を要するものではないとしている。

この点、実施機関においては、道路上の当該広告物等について、適正管理の観点から最小限の設置とし、不要とされたものを地域との調整のうえ撤去することとしていることから、道路管理者に対して当該許可に係る申請を行う必要性を感じておらず、また、実際に道路占用許可申請書を作成していないと認められる。

(3) したがって、本件請求文書①は存在しないと認められる。

3 本件請求文書②について

(1) 当審査会の調査によると、本件広告物②は、実施機関において収集日等を周知するために作成又は購入している品目別掲示板とはレイアウトや内容が異なっている。

また、実施機関以外に、地域などにおいて、ごみの適正排出を促すために看板等を独自に作成する場合があります。本件広告物②についても、中環境事業所という記載は、遅くとも平成27年 2月時点においては削除されてい

る。

(2) したがって、本件広告物②は、実施機関において購入又は作成したものではないため、実施機関は購入に関する文書を作成していないと認められる。

(3) したがって、本件請求文書②は存在しないと認められる。

4 本件請求文書③について

(1) 上記 3(2) で述べたとおり、本件広告物②は、実施機関において作成又は購入したものではなく、設置も行っていない。

(2) したがって、実施機関が本件広告物②について道路占用許可申請及び屋外広告物許可申請に係る事務を行うことは考えられず、道路占用許可申請書、屋外広告物許可申請書及び広告物の設置場所や状況を示す図面を作成していないと認められる。

(3) したがって、本件請求文書③は存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年10月28日	諮問書の受理
11月13日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月19日	実施機関の弁明意見書を受理
平成27年 2月 2日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
2月13日	異議申立人の反論意見書を受理
平成28年 7月15日 (第188回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
10月21日 (第191回審査会)	調査審議
12月16日 (第193回審査会)	調査審議
平成29年 2月 2日	調査審議

(第195回審査会)	
2月17日	答申